

政 法 第 3 0 9 0 号
答 申 第 4 1 9 号
平 成 2 8 年 2 月 5 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年4月22日付け医第244号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第507号

平成25年3月21日付けで異議申立人から提起された、平成25年3月11日付け医第1908号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

- 1 千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、非稼働病床の有無・理由などについて県内の全病院に調査を行った（以下「本件調査」という。）が、この際の各病院からの回答用紙個票（278病院分）（以下「本件個票」という。）及び非稼働病床の調査結果取りまとめ文書（以下「本件取りまとめ文書」といい、「本件個票」及び「本件取りまとめ文書」（「本件取りまとめ文書」は、本件調査の結果を取りまとめた文書「非稼働病床の調査結果について」（以下「取りまとめ文書1」という。）及び非稼働病床を有する病院のみについて、その全ての施設名、非稼働病床数等を取りまとめた文書（以下「取りまとめ文書2」という。）により構成されている。）を併せ「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした平成25年3月11日付け医第1908号の決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、改めて下記の情報（1）及び（2）を除く部分を開示とする部分開示決定をすべきである。

（1）本件個票のうち、次に掲げる情報

- ア 調査項目4に記載された各病院の回答内容（以下、本件個票の各調査項目に記載された回答内容を「項目x」という。）、項目5、項目6、項目7及び項目8
- イ 本件調査担当者によるメモ書き
- ウ 記載者の部署、氏名

（2）取りまとめ文書2のうち、次に掲げる情報

表頭部分及び表側のうちNoに記載した部分を除く情報

- 2 本件対象文書につき、実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

全面不開示とした理由が千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）の趣旨に反している。

全面開示、最低でも部分開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立てに関わる処分は次のとおり違法である。

開示請求をした文書は「非稼働病床の調査結果取りまとめ文書と個票（278病院分）」。

この文書に掲載されている調査事項は、1 医療機関名、2 医療法上の許可病床数、3 医療法上の使用許可病床数、4 入院基本料の施設基準に係る届け出上の病床数、5 病床利用率、6 許可病床数と届け出上の病床数の差があるところはその理由、7 稼働できない理由、8 今後の予定である。

(1) 開示しない理由「県の任意の調査であり個々の調査結果を公開しないことを前提で回答を得られた」との部分について

ア 調査事項1、2及び3について

保健所が毎年医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第25条第1項に基づく規定で行う立ち入り調査の際に作成する「施設表」に掲載されていて、開示対象となっている。別の文書で公開対象としているデータを非開示にする合理的な理由はない。

イ 調査事項4について

厚生労働省が作成する「届出受理医療機関名簿」の備考欄に掲載されていて、開示対象になっている。別の文章で公開対象となったデータを非開示にする合理的な理由はない。

ウ 調査事項5について

病床利用率の算出方法は「月間在院患者延べ数の1～7月の合計÷月間日数×月末病床数の1～7月の合計」である。前者については前述の「施設表」で、数字を類推できる「1日平均入院患者数」が掲載されていて、これは開示対象となっている。また、後者の月末病床数は「届出受理医療機関名簿」と同数のはずであり、非開示とする合理的な理由はない。

エ 調査事項6、7及び8について

許可病床は公共財である。医療圏ごとに上限があるため、医療機関が希望しても配分されないことも多い。病床は個々の病院の財産ではない。配分された病床を使えないのならばすぐ返上すべきであり、県民に対し稼働できない理由を開示しない合理的な理由はない。

(2) 開示しない理由「開示すれば、県と医療機関との信頼関係が崩れ、今後、県が同種の調査を行うに当たり、医療機関からの回答が消極的となる、部分的に記入しない、回答自体を行わないなど、県の医療整備事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」との部分について

許可病床は公共財である。医療圏ごとに上限があるため、医療機関が希望しても配分されないことも多い。病床は個々の病院の財産ではない。配分された病床を使えないのならばすぐ返上すべきであり、県民に対し稼働できない理由を開示しない合理的な理由はない。

(3) 開示しない理由「非稼働病床の有無と理由は、当該病院の実績に関して

内部で管理される情報であり、調査の個票を開示することで、病院としては今後の経営・運営等に支障が生じるなど、当該医療法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある」との部分について

上記（１）の通り、すでに県と厚生労働省の公表文書で、個別病院の病床の非稼働の実態は類推できる。県が今回、この調査をしたのは現状に問題があるという認識であるということであれば、調査結果を全面公開する必要があり、非開示とする合理的な理由はない。

第３ 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は以下のとおりである。

１ 行政文書の開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成２５年２月８日付けで次の開示請求を行った。

「非稼働病床調査について（平成２４年９月３日付）に基づく非稼働病床の調査結果取りまとめ文書と個票（２７８病院分）※取りまとめ文書がなければ個票のみで可」（以下「本件開示請求」という。）

２ 行政文書の特定及び決定の内容について

実施機関は、本件開示請求に基づき、本件対象文書を特定した。

（１）本件対象文書

ア 本件取りまとめ文書

イの個票に記載されている調査結果を取りまとめた文書である。

取りまとめ文書１は、平成２４年度医療審議会病院部会の資料であり、２０年間の保存期間となっている。

取りまとめ文書２は、課の内部資料であり、保存期間は特に定められていない。

イ 本件個票（２７８病院分）

（ア）調査の目的

病院の既存許可病床の中には、建物若しくは設備の老朽化、又は看護師不足のため、やむを得ず使用していない病床のほか、特別の理由もなく非稼働病床となっている病床などがある。これらの非稼働病床の存在は、限られた医療資源が有効に活用されず、地域の医療ニーズに応えられないといった問題をはらんでいるため、県内の２７８病院に対し、非稼働病床の有無・理由などについて調査を行った。本件個票は、５年間の保存期間となっている。

（イ）調査の項目（本件個票）

１ 医療機関名

- 2 医療法上の許可病床数
- 3 医療法上の使用許可病床数
- 4 入院基本料の施設基準に係る届出上の病床数
- 5 病床利用率
- 6 許可病床数と届出上の病床数の差があるところはその理由
- 7 稼働できない理由
- 8 今後の予定

(2) 本件決定について

本件決定に係る不開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）に以下の理由を記載の上、本件決定を行った。

ア 条例第8条第3号

非稼働病床の有無と理由は、当該病院の実績に関して内部で管理される情報であり、調査の個票を開示することで、病院としては今後の経営・運営等に支障が生じるなど、当該医療法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

イ 条例第8条第6号

当該調査は県の任意の調査であって、個々の調査結果を公表しないという前提で全医療機関から回答を得られたものである。そのような調査結果を開示すれば、県と医療機関との信頼関係が崩れ、今後、県が同種の調査を行うに当たり、医療機関からの回答が消極的となる、部分的に記入しない、回答自体を行わないなど、県の医療整備事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 不開示の理由について

(1) 条例第8条第3号該当性について

ア 項目6、7及び8について

一般に、非稼働病床数については、限られた医療資源が有効に使われていないなど、社会的な関心とされている事実である。

項目6、7及び8は県が過去に調査をしたことがなく、県内の病床の稼働状況が未把握のことから、まず現状を確認した上で、必要な指導をしていくために調査を行った。

各病院の非稼働病床数は、いわゆる内部管理情報として公にされているものでもなく、各病院は、その開示の可否、情報の提供範囲を自ら決定できる権利ないしそれを自己の意思によらないでみだりに他に開示され、公表されない利益を有しているというべきである。

したがって、各病院の意思によらないでその内部管理情報が公表されることは事業者の正当な意思、期待に反し、正当な利益が損なわれ

るものであり、これらの情報が公にされると、病院利用者側としては安易な評価（かかりたくない病院など）を行う可能性があるなど、不当な評価を招くことになり、法人の正当な利益を害するおそれがある。

県では、各病院の数値を公表しているのではなく、全体としての数値を公表しているものである。

(2) 条例第8条第6号該当性について

ア 項目4、5、6、7及び8について

県が県内の病院の非稼働病床等の現状を未把握のため、非稼働病床の有無・理由などについて調査を行った。

上記(1)アのとおり、非稼働病床数については、各病院の内部管理情報であるが、公表されることがないとの期待によって県の任意調査に応じたものと考えられ、これを公にすると、今後県が行う同種の調査に支障が生じるものである。

(3) その他

ア 項目1、2及び3について

項目1、2及び3については、公開されている病床数について部分開示をした場合、単に病院名および開示されている病床数が判明するのみであるが、開示請求者が非稼働病床数を求めていることから、有意な情報が記載されているとは判断せずに全部不開示としたものである。

イ 項目4について

項目4は確かに関東信越厚生局千葉事務所のホームページに「届出受理医療機関名簿」の備考欄に掲載されているが、この病床数は当該病院の稼働病床数ではなく、今までに届出している事項を変更（看護師の比率区分（7：1→10：1）を変更など）した時の病床数（病床数の一部の場合もある）を掲載しているものであり、このホームページだけで稼働病床数を把握することはできない。

ウ 項目5について

項目5は確かに開示対象になっている「施設表」で病床利用率を類推できるが、あくまでの類推値である。

4 異議申立ての理由について

異議申立人は、上記第2の2異議申立ての理由のとおり主張するが、不開示の理由については上記第3の3で説明したとおりである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書

を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求及び本件決定について

本件開示請求は上記第3の1のとおりである。本件決定は、第1の1のとおりである。

2 異議申立てについて

異議申立人は、平成25年3月21日付けで、本件決定を違法であるとして、その取消しを求める異議申立てを行ったものである。

3 本件対象文書について

本件対象文書は平成24年9月7日を回答期限とし、県内の全病院（平成24年8月1日現在、278病院）を対象として行われた本件調査の本件個票と本件取りまとめ文書である。

4 本件対象文書における不開示理由について

本件決定において、実施機関は、本件対象文書が条例第8条第3号、第6号に該当するとして不開示とした。そこで以下、当審査会において見分したところを踏まえ、本件決定の妥当性について検討する。

なお、実施機関は、項目1、2及び3については、理由説明書において、第3の3（3）アのとおり説明するが、項目1、2及び3についても、本件決定において不開示理由とされた条例第8条第3号、第6号該当性について検討することとする。

(1) 条例第8条第6号柱書該当性について

ア 条例第8条第6号柱書について

実施機関は、本件通知書において、不開示理由を、「調査結果を開示すれば、県と医療機関との信頼関係が崩れ、今後、県が同種の調査を行うに当たり、医療機関からの回答が消極的となる、部分的に記入しない、回答自体を行わないなど、県の医療整備事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としている。条例第8条第6号のうち同号柱書が根拠であることは明示されていないが、上記記載からすると、実施機関は、当該情報が、「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」にあたるとして同号柱書に該当すると判断しているものと認められる。

イ 本件調査について

実施機関によれば、本件調査の目的は、非稼働病床を有する病院に対し、今後、必要な指導等を行う前提として、非稼働病床の実態把握を行うというものであり、この目的達成のためには、県との信頼関係を背景とした病院の任意の協力により情報を得るという手法が不可欠

であるとのことである。

確かに、本件調査の結果を開示することで、県との信頼関係が崩れ、病院の任意の協力が得られなくなれば、今後、必要な指導等を行うという事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

よって、本件調査の結果に係る各事項が条例第8条第6号柱書の不開示情報に該当するか否かについては、当該情報を開示することで病院と県との信頼関係が崩れ、病院の任意の協力が得られなくなるおそれがあるか否かで判断すべきである。

以下、同号柱書該当性について検討する。

ウ 本件決定における各不開示部分について

(ア) 本件個票における項目1について

項目1には「医療機関名」が記載されている。

当審査会で調査したところによると、平成25年2月6日における千葉県議会本会議会議録において、「県では、県内278の全ての病院に対して平成24年8月1日現在の病床の稼働状況について調査を行いました。その結果、医療法上許可を得ているが実際には入院できない状態にある病床が、一般病床3万4,284床のうち6.4%の2,189床、療養病床9,578床のうち1.3%の122床、精神病床1万2,837床のうち4.0%の514床の、合計2,825床あることが判明しました。なお、病床が稼働できない理由としては、医師不足、看護師不足、施設の老朽化、患者の減少などがありました。」との記載がみられた。この記載は、県内全ての病院に対し調査を行ったことを述べた後、特に付言することなく全体の数値を述べていることから、調査対象とした全病院から回答が得られたことが認められる。また、県内全ての病院の名称は病院名簿等に掲載されており、さらにこの千葉県議会本会議会議録と病院名簿は何人でも閲覧できる。

したがって、項目1に記載されている病院名は、上記経緯から明らかかなように、本件個票が県内全ての病院から提出されたということを示すものにすぎず、何人でも閲覧することができる情報であることから、条例第8条第6号柱書に該当する情報であるとは認められない。

(イ) 本件個票における項目2について

項目2には「医療法上の許可病床数」が記載されている。

医療法上の許可病床数は、医療法第25条に基づく立ち入り検査の際作成される施設表に記載されており、実施機関によれば、この

施設表上の許可病床数の記載は何人も行政文書開示請求によって閲覧等を行うことができ、実際、本件開示請求に先立つ行政文書開示請求において開示した例があるとのことである。

したがって、項目2に記載されている許可病床数は、何人でも閲覧することができる情報であり、これを開示しても実施機関との信頼関係を損ねる等の事情は窺われず、条例第8条第6号柱書に該当する情報であるとは認められない。

(ウ) 本件個票における項目3について

項目3には「医療法上の使用許可病床数」が記載されている。これは、許可病床のうち、医療法第27条により、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた病床の数である。実施機関によれば、通常は、建築・改築等のやむを得ない理由により使用できない病床を除く全ての病床が含まれる。

このような使用許可病床数を開示したとしても、病院が不利益を被る等の事情は認められず、病院と実施機関との信頼関係が崩れ、任意の協力が得られなくなるおそれがあるとはいえない。したがって、項目3は、条例第8条第6号柱書に該当する情報であるとは認められない。

(エ) 本件個票における項目4及び項目5について

項目4には「入院基本料の施設基準に係る届出上の病床数」が記載されている。これは各病院が関東信越厚生局に届け出る病床数であり、診療報酬請求の基準となる。そのため、実施機関によれば、実際の稼働病床数に近く、許可病床数との差を算出することにより非稼働病床数が推測されうるものであるとのことである。

項目5には「病床利用率」が記載されている。これは、病床全体のうち、何割の病床が実際に使用されていたかを示すものであり、「(月間在院患者延べ数の平成24年1月から7月までの合計) ÷ (月末病床数×当該月の延べ日数) の平成24年1月から7月までの合計) × 100」という算式で算出されるものであるから、この病床利用率から非稼働病床数の割合が推測されうるものである。

実施機関によれば、非稼働病床が存在する理由にはやむを得ないものもあるにもかかわらず、項目4及び項目5の数値を開示すれば、病院への不当な評価の発生や拡散の可能性があるとのことである。この実施機関の説明は妥当であり、これらを開示することにより、病院が不利益を被り、病院と実施機関との信頼関係が崩れ、任意の協力が得

られなくなるおそれがあるといえる。したがって、項目 4 及び項目 5 は、条例第 8 条第 6 号柱書に該当する情報であると認められる。

なお、異議申立人は、項目 4 が関東信越厚生局の作成する「届出受理医療機関名簿」に記載されていると主張するが、当審査会で調査したところ、当該事実は確認できなかった。

また、異議申立人は、項目 5 が前述の「施設表」と「届出受理医療機関名簿」から類推可能であると主張するが、当審査会で調査したところ、算出可能な数値はあくまで類推値にすぎないことが認められた。

したがって、異議申立人のこれらの主張は上記判断に影響しない。

(オ) 本件個票における項目 6、項目 7、項目 8 及び調査担当者によるメモ書きについて

項目 6 には、「項目 2 の許可病床数と項目 4 の届出上の病床数の差があるところはその理由」、項目 7 には、「実際に稼働できない病床があれば、稼働できない理由に○をお願いします。」、項目 8 には、「今後の予定（非稼働病床のある病院のみ記載）」との質問に対する回答が選択制あるいは自由記載の方式で記載され、また、本件個票には、実施機関の調査担当者が非稼働病床数の内訳、稼働できない理由、今後の予定等について各病院に補足的に聞き取り調査を行った結果を記したメモ書きがある。

実施機関によれば、これらの調査事項は病院の内部管理情報であるが、県と病院との信頼関係を基礎として、病院の任意の協力により回答されたものであるとのことである。これらの情報については、開示することにより、病院と実施機関との信頼関係が崩れ、任意の協力が得られなくなるおそれがあるといえる。したがって、項目 6、項目 7、項目 8 及び調査担当者によるメモ書きは、条例第 8 条第 6 号柱書に該当する情報である。

(カ) 本件個票記載者の部署及び氏名について

本件個票には、それを記載した者の所属部署及び氏名が記載されている。

実施機関によれば、上記（エ）及び（オ）に述べた通り、本件個票の記載内容には、開示されると当該病院の不利益になる情報が含まれていたり、内部管理情報であるにもかかわらず、県と病院との信頼関係を基礎として、任意の協力により回答された情報が含まれているとのことである。

こうした事情に鑑みれば、本件個票の記載者を特定できる情報を開示することにより、記載者及び病院と実施機関との信頼関係が崩れ、

任意の協力が得られなくなるおそれがあるといえる。

したがって、記載者の部署及び氏名は、条例第8条第6号柱書に該当する情報と認められる。

(キ) 取りまとめ文書1について

取りまとめ文書1には、医療圏ごとに、病院数や非稼働病床のある病院の内訳数等が一覧表にされたもの、また、調査の全体的な結論として非稼働病床が存在する主な理由が記載されている。ここからは具体的病院名は明らかとならず、また理由の記載も一般的な説明にとどまるから、開示したとしても、病院は特定されず、これを開示することにより、病院が不利益を被る等の事情は認められず、病院と実施機関との信頼関係が崩れ、任意の協力が得られなくなるおそれがあるとはいえない。したがって、取りまとめ文書1は、条例第8条第6号柱書に該当する情報であるとは認められない。

(ク) 取りまとめ文書2について

取りまとめ文書2には、非稼働病床を有する病院のみについて、その施設名、非稼働病床数、病床利用率、稼働できない理由、今後の予定等が一覧表にされ、記載されている。これが開示されることで非稼働病床を有する病院が特定され、またここに記載されていない事情等もあるにもかかわらず、病院側からの補足説明がない状態で、その内部管理情報等が公開されることになるから、表頭部分及び表側のうちNoを記載した部分を除き、これを開示することにより、病院が不利益を被り、病院と実施機関との信頼関係が崩れ、任意の協力が得られなくなるおそれがあるといえる。したがって、取りまとめ文書2の表頭部分及び表側のうちNoを記載した部分を除く情報については、条例第8条第6号柱書に該当する情報である。

エ 以上により、本件個票における項目4、項目5、項目6、項目7、項目8、調査担当者によるメモ書き、記載者の部署及び氏名並びに取りまとめ文書2の表頭部分及び表側のうちNoを記載した部分を除く情報について不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 医療法第25条の検査による情報収集が可能であるかについて

医療法第25条によれば、実施機関は、罰則を背景とした立ち入り検査を実施する権限を有する。かかる強制的な検査を用いて非稼働病床についての情報を入手することも可能であるから、調査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすことを理由として条例第8条第6号柱書により本件対象文書を不開示とすることは不相当である可能性があるため、当審査会はこのことにつき実施機関に回答を求めた。

実施機関によれば、医療法第25条第1項の権限行使は、医療機関が医療法や関連法令に違反していないか確認することを主眼に行うものである一方、本件調査は、今後の施策の検討のために行うものであり調査目的が異なる、とのことであった。

さらに、実施機関によれば、このような目的を有する本件調査においては、上記第4の4（1）イで述べた通り、任意の調査として病院からの忌憚のない意見を聴取することに意味があり、その結果を公開すると、今後、県が同様の調査を行う際に、医療機関の理解や協力が得にくくなり、調査目的を達成できないおそれが生じることになる、とのことであった。

確かに、本件調査については、自由記載欄に各病院の個別の事情、将来の計画等を具体的に記載させるなど、この調査が、単純な法令違反の有無を調査するものではなく、今後の施策を見越した情報収集としての目的を有するものであることが認められ、また、これらの記載内容には、強制調査では得ることが極めて困難であり、任意調査でしか得ることができない情報が含まれることが認められた。

よって、この実施機関の説明は妥当であり、非稼働病床についての調査が医療法第25条の立ち入り検査によって可能であったとしても、上記第4の4（1）ウにおける検討結果を覆すものではない。

(3) 条例第8条第3号イ該当性について

ア 条例第8条第3号イについて

実施機関は、本件通知書において、不開示理由として、「調査の個票を開示することで、病院としては今後の経営・運営等に支障が生じるなど、当該医療法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある」ことを主張する。条例第8条第3号のうちイが根拠であることは明示されていないが、文面からすると、実施機関は、当該情報が、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」にあたるとして同号イに該当すると判断しているものと認められる。

ただし、法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報については、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当せず、開示しなければならないものである。

イ 本件調査について

本件調査は、経営主体に関わらず全ての病院を対象としているが、国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を運営主体とする病院、あるいは地方独立行政法人である病院（以下「国公立病院等」という。）の運営主体は、「法人等」に該当せず、本件調査に対する国公立病院等からの回答内容については、条例第8条第3号イに該当する情報であるとはいえない。

そこで以下、国公立病院等以外の病院に対する調査について検討する。

ウ 本件決定における各不開示部分について

(ア) 本件個票における項目1について

項目1には「医療機関名」が記載されている。上記第4の4(1)ウ(ア)のとおり、項目1に記載されている病院名は、何人でも閲覧することができる情報であることから、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められず、条例第8条第3号イに該当する情報であるとは認められない。

(イ) 本件個票における項目2について

項目2には「医療法上の許可病床数」が記載されている。

上記第4の4(1)ウ(イ)のとおり、項目2に記載されている許可病床数は、何人でも閲覧することができる情報であることから、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められず、条例第8条第3号イに該当する情報であるとは認められない。

(ウ) 本件個票における項目3について

項目3には「医療法上の使用許可病床数」が記載されている。

上記第4の4(1)ウ(ウ)のとおり、項目3に記載されている使用許可病床数は、開示したとしても、病院が不利益を被るとは認められないから、公にしても病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第8条第3号イに該当する情報であるとは認められない。

(エ) 取りまとめ文書1について

取りまとめ文書1には、医療圏ごとに、病院数や非稼働病床のある病院の内訳数等が一覧表にされたもの、また、調査の全体的な結論として非稼働病床が存在する主な理由が記載されている。上記第4の4(1)ウ(キ)のとおり、これを開示したとしても、具体的な病院名は特定されないから、公にしても病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第8条第

3号イに該当する情報であるとは認められない。

(オ) 取りまとめ文書2について

取りまとめ文書2には、非稼働病床を有する病院のみについて、その施設名、非稼働病床数、病床利用率、稼働できない理由、今後の予定等が一覧表にされ、記載されている。だが、上記第4の4(1)ウ(ク)のとおり、表頭部分及び表側のうちNoを記載した部分については、各病院の個別的な情報は含まれておらず、公にしても病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第8条第3号イに該当する情報であるとは認められない。

エ 以上より、上記第4の4(3)ウで検討した部分について、条例第8条第3号イに該当することを理由として不開示とすべき部分はない。

なお、上記第4の4(1)エに列挙した部分については、条例第8条第6号柱書に該当することを理由に不開示とすべきであるため、条例第8条第3号イに該当するか否かを判断するまでもない。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のとおり、本件対象文書につき、上記第1の1(1)及び(2)に掲げる部分は、条例第8条第6号柱書に該当すると認められることから、同条第3号イに該当するか否かについて判断するまでもなく、不開示とすべきであるが、その余の部分は開示すべきである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年5月8日	諮問書の受理
平成25年7月1日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年6月29日	審議
平成27年8月3日	審議
平成27年9月28日	審議

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
下井康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)